

小樽商科大学屋内プール使用規程

(昭和58年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学（以下「本学」という。）屋内プール（以下「プール」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プールは、本学学生の正課授業、課外活動及び職員の体育活動に使用し、あわせて、本学並びに地域社会主催の体育事業に開放し、もって大学教育の円滑な実施とその教育効果を高めることを目的とする。

(管理運営)

第3条 プールの管理運営の責任者は、教育担当副学長とする。

2 プールの管理運営及び使用に関する事務は、学務課が行う。

(使用者の範囲)

第4条 プールを使用することができる者は、本学の学生及び職員とする。

2 前項に掲げる者のほか、学生の正課授業等に支障のない範囲において、学長が適当と認める教育関係の団体（以下「学外者」という。）にプールを使用させることができる。

(指導管理)

第5条 プール使用中の指導管理については、本学学生の正課授業の場合は、体育教員が当る。その他の使用の場合は、プール使用願の申請責任者（以下「使用責任者」という。）が定めた指導管理者が当る。

(使用期間)

第6条 プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育担当副学長が必要と認めた場合は、その限りでない。

(1) 使用期間 5月から10月まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日を除く。）

(2) 使用時間 月曜日から金曜日は9時から16時まで
土曜日は9時から12時まで

2 本学学生の正課授業で使用している時間は、その他の者は使用することができない。

(維持管理)

第7条 プールの使用期間中は、厚生省環境衛生局が定める遊泳用プールの維持管理基準により、次の維持管理を学務課で行い、使用責任者は、それぞれこれに協力しなければならない。

(1) 毎日定時刻に水温測定を行うこと。

(2) 薬剤による消毒は、常時行い、水質検査を定期的に行うこと。

(3) 清掃等は常時行い、常に清潔にしておくこと。

(4) 換水は定期的に行うこと。

(5) その他維持管理に必要なこと。

2 救命具（板子・浮袋）は、常設しておかなければならない。

(使用禁止)

第8条 プールの管理上、次の場合に使用を禁止する。

- (1) 故障、修理及び換水清掃等のため使用不可能な場合
- (2) 伝染病の発生、水質汚濁及び水温が低いため使用が不適当な場合
- (3) 前各号以外で教育担当副学長が使用不可能と認めた場合

(使用手続)

第9条 本学学生の正課授業で、プールを使用する場合は、使用日の1カ月前までに、その授業計画表を学務課に提出しなければならない。

第10条 本学学生の課外活動並びに職員の体育活動でプールを使用する場合は、次により様式1の使用願により学務課を経て、教育担当副学長に願い出て許可を受けなければならない。

- (1) 水泳部及び教育担当副学長が指定したサークルの場合
活動計画書を添えて、使用日の1カ月前までに願い出ること。
- (2) 前号以外のサークル等の団体の場合
使用日の5日前までに願い出ること。
- (3) 一般学生及び職員の場合
使用日の前日までに願い出ること。

2 前項第2号及び第3号の一般学生のプール使用については、前項第1号のものがプールを使用している場合に限る。

第11条 本学が主催する体育事業でプールを使用する場合は、様式2の使用申請書に、その体育事業計画書を添えて、使用日の1カ月前までに、教育担当副学長を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第12条 学外者が、体育事業でプールを使用する場合は、様式2の使用申請書に、その体育事業計画書を添えて、使用日の1カ月前までに、教育担当副学長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。

(使用許可)

第13条 第10条、第11条及び第12条の規定により使用願い出のあった場合は、その使用目的等が適当と認められるものについては、必要な使用条件を付して、使用を許可する。

2 前項の規定による使用許可は、使用責任者に対して、所定の使用許可書を交付することによって行う。

(使用料)

第14条 前条の規定により、学外者がプールの使用を許可された場合は、別に定める使用料を使用日の5日前までに納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は還付しない。

(使用の取消し及び内容の変更)

第15条 学長又は教育担当副学長は、使用責任者がこの規定に違反し、又は大学側において使用の必要が生じたときは、そのプール使用の許可を取消すことがある。

2 プール使用の許可を受けた者が、使用の取消し又は使用内容の変更をしようとするときは、その使用責任者は、次の期限までに学務課に申し出て、学長又は教育担当副学長

の許可を受けなければならない。

(1) 第10条第1項第1号、第11条及び第12条の規定により願い出て許可を受けた者

使用日の5日前まで

(2) 第10条第1項第2号の規定により願い出て許可を受けた者

使用日の前日まで

(3) 第10条第1項第3号の規定により願い出て許可を受けた者

使用日の9時まで

(鍵の授受及び使用責任)

第16条 使用責任者は、プールの使用開始時に、学務課に使用許可書を提示して、プールの鍵（以下「鍵」という。）を受け取り使用するものとする。

2 学務課から、鍵を受け取った使用責任者は、その使用時間中におけるプール使用の責任者として、プールの出入者について確認し、使用許可を受けていない者は絶対に使用させてはならない。

第17条 使用責任者は、使用終了時にプールの異状の有無を確認のうえ施錠し、学務課に使用終了の報告をするとともに、鍵を返さなければならない。

2 学務課から鍵を受け取った使用責任者は、その使用終了時に他の使用者がある場合には、その使用責任者に鍵を引き継ぎ、学務課に報告しなければならない。

(遵守事項)

第18条 プールの使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。

(2) プール内及び建物内部の清潔には特に注意すること。

(3) 身体虚弱、耳疾、皮膚病、その他伝染性疾患のある者は使用しないこと。

(4) 酒気をおびている者は入場しないこと。

(5) 土足で入場しないこと。

(6) 水泳帽子を着用すること。

(7) 入水前にシャワーで身体及び水着をよく洗うこと。

(8) 入水前後は準備・整理運動をすること。

(9) 救命具をみだりに使用しないこと。

(10) 建物及びプール内では喫煙しないこと。

(11) 貴重品は持参しないこと。

(12) 使用終了時には、清掃及び火気、電気、戸締り等には特に注意すること。

(13) その他係員の指示に従い、適正に使用すること。

(14) 上記に反した者については、退場させ又は使用の許可を取り消すことがある。

(事故の防止)

第19条 使用責任者は、プール使用中の事故防止には、特に注意をはらい、事故発生ときは、すみやかに適切な応急措置をとらなければならない。なお、事故については、学務課に報告しなければならない。

2 使用中の事故について、本学は何ら責任を負わない。

(損害の弁償)

第20条 プールを使用する者が、故意又は過失により、設備・備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を全額弁償しなければならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、プールの使用について必要な事項は、教育担当副学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

2 昭和24年6月1日付け施行の室内プール使用規程は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和63年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

様式1

小樽商科大学 屋内プール使用願

平成 年 月 日

小樽商科大学教育担当副学長 殿

学生・職員の別
使用団体名
使用申請責任者 学生番号
(使用責任者) 氏 名
住 所
電話番号
顧問教員 氏 名

下記のとおり使用したいので、ご許可願います。

なお、使用にあたっては、小樽商科大学屋内プール使用規程を遵守します。

使用の日及び時間	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日から 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日まで
使用目的	
使用人数及び氏名	使用人数 名 氏名(団体は名簿添付)
活動計画書	別紙添付
使用申請責任者の指定する指導管理者	所属 学生番号 氏名 印 電話番号
備考	

様式2

小樽商科大学 屋内プール一時使用申請書

平成 年 月 日

小樽商科大学長 殿

使用団体名等
使用申請責任者 職名等
(使用責任者) 氏名
住所
電話番号

下記のとおり使用したいので、ご許可願います。
なお、使用にあたっては、小樽商科大学屋内プール使用規程を遵守します。

使用の日及び時間	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日から 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日まで
使用目的	
使用人数及び氏名	使用人数 名 氏名・名簿添付
体育事業計画書	別紙添付
使用申請責任者の指定する指導管理者	団体等の職名等 氏名 印 電話番号
備考	

様式3

小樽商科大学 屋内プール使用許可書

平成 年 月 日

使用団体名

使用申請責任者 学生番号

(使用責任者)

氏 名

殿

小樽商科大学教育担当副学長

平成 年 月 日付けの使用願出について、下記のとおり許可します。

記

使用の日及び時間	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日から 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日まで
使用目的	
使用人数	名
使用申請責任者の指定する指導管理者	
使用許可条件	1 使用にあたっては、小樽商科大学屋内プール使用規程等を遵守すること。 2 プール使用上の留意事項に従い使用すること。
使用許可番号	平 第 号
備考	1 使用開始には、学務課に使用許可書を提示して、使用人数の確認を受け、鍵を受け取るとともに指示を受けること。 2 使用終了時には、プールの異状の有無を確認のうえ施錠し、学務課に使用終了の報告をするとともに鍵を返すこと。

プール使用上の留意事項

1 使用規程について

小樽商科大学屋内プール使用規程を熟読すること。

2 使用の取り消し及び内容の変更について

1) 使用規程に違反し、又は大学側においてプール使用の必要が生じたときは、その使用の許可を取り消すことがある。(規程第15条)

2) 都合によりプール使用の取り消し又は内容の変更をしようとするときは、使用日の5日前までに学務課に申し出て、教育担当副学長の許可を受けること。(規程第15条第2項)

なお、使用開始時には、使用人数の最終確認をすること。

3 鍵の授受及び使用責任について

1) 使用責任者は、プール使用開始時に学務課に使用許可書を提出して、プールの鍵を受け取り使用すること。(規程第16条)

2) 鍵を受け取った使用責任者は、その使用時間中におけるプール使用の責任者として、プールの出入者を確認し、使用許可を受けていない者は絶対に使用させないこと。(規程第16条第2項)

3) 使用責任者は、使用終了時にプールの異状の有無を確認のうえ施錠し、学務課に使用終了の報告をするとともに、鍵を返すこと。(規程第17条)

4) 鍵を受け取った使用責任者は、その使用終了時に他の使用者がある場合には、その使用責任者に鍵を引き継ぎ、学務課に報告すること。(規程第17条第2項)

4 遵守事項について

プールの使用については、別紙の事項を遵守すること。(規程第18条)

5 指導管理について

プール使用中の指導管理は、使用責任者の定めた指導管理者が当ること。(規程第5条)

6 事故の防止について

1) 使用責任者は、プール使用中の事故防止には、特に注意をはらい、事故発生のときは、すみやかに適切な応急処置をとること。

なお、事故については、学務課に報告すること。(規程第19条)

2) 使用中の事故について、本学は何ら責任を負わない。(規程第19条第2項)

〔別紙〕

(遵守事項)

第18条 プールの使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- (2) プール内及び建物内部の清潔には、特に注意すること。
- (3) 身体虚弱、耳疾、皮膚病、その他伝染性疾患のある者は使用しないこと。
- (4) 酒気をおびている者は入場しないこと。
- (5) 土足で入場しないこと。
- (6) 水泳帽子を着用すること。
- (7) 入水前にシャワーで身体及び水着をよく洗うこと。
- (8) 入水前後は準備・整理運動をすること。
- (9) 救命具をみだりに使用しないこと。
- (10) 建物及びプール内では喫煙しないこと。
- (11) 貴重品は持参しないこと。
- (12) 使用終了時には、清掃及び火気、電気、戸締り等には特に注意すること。
- (13) その他係員の指示に従い、適正に使用すること。
- (14) 上記に反した者については、退場させ又は使用の許可を取り消すことがある。

様式4

小樽商科大学 屋内プール一時使用許可書

平成 年 月 日

使用団体名等
使用申請責任者
(使用責任者)

殿

小樽商科大学長

平成 年 月 日付けの使用願出について、下記のとおり許可します。

記

使用の日及び時間	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日から 時 分から 時 分まで
	平成 年 月 日まで
使用目的	
使用人数	名
使用申請責任者の指定する指導管理者	
使用許可条件	1 使用にあたっては、小樽商科大学屋内プール使用規程等を遵守すること。 2 プール使用上の留意事項に従い使用すること。
使用許可番号	平 第 号
使用料	円を平成 年 月 日までに納付すること。
備考	1 使用開始時には、この使用許可書を学務課に提示して使用人数の確認を受け、プールの鍵を受け取ること。 2 使用終了時には、プールの異状の有無を確認のうえ施錠し、学務課に使用終了の報告をするとともにプールの鍵を返すこと。

プール使用上の留意事項

- 1 使用規程について
小樽商科大学屋内プール使用規程を熟読して下さい。
- 2 使用料について
使用料は、指定期日までに財務課に納付して下さい。
なお、納付された使用料は還付しません。(規程第14条・同条第2項)
- 3 使用の取り消し及び内容の変更について
 - 1) 使用規程に違反し、又は大学側においてプール使用の必要が生じたときは、その使用の許可を取り消すことがあります。(規程第15条)
 - 2) 都合により、プール使用の取り消し又は内容の変更をしようとするときは、使用日の5日前までに学務課に申し出て学長の許可を受けて下さい。(規程第15条第2項)
なお、使用開始時には、使用人数の最終確認をします。
- 4 鍵の授受及び使用責任について
 - 1) 使用責任者は、プール使用開始時に学務課に使用許可書を提示して、プールの鍵を受け取り使用して下さい。(規程第16条)
 - 2) 鍵を受け取った使用責任者は、その使用時間中におけるプール使用の責任者として、プールの出入者を確認し、使用許可を受けていない者は絶対に使用させないで下さい。(規程第16条第2項)
 - 3) 使用責任者は、使用終了時にプールの異状の有無を確認のうえ施錠し、学務課に使用終了の報告をするとともに、鍵を返して下さい。(規程第17条)
 - 4) 鍵を受け取った使用責任者は、その使用終了時に他の使用者がある場合には、その使用責任者に鍵を引き継ぎ、学務課に報告して下さい。(規程第17条第2項)
- 5 遵守事項について
プールの使用については、別紙の事項を遵守して下さい。(規程第18条)
- 6 指導管理について
プール使用中の指導管理は、使用責任者の定めた指導管理者が当って下さい。(規程第5条)
- 7 事故の防止について
 - 1) 使用責任者は、プール使用中の事故防止には、特に注意をはらい、事故発生のときは、すみやかに適切な応急処置をとって下さい。
なお、事故については学務課に報告して下さい。(規程第19条)
 - 2) 使用中の事故について、本学は何ら責任を負わない。(規程第19条第2項)

〔別紙〕

(遵守事項)

第18条 プールの使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用及び転貸はしないこと。
- (2) プール内及び建物内部の清潔には、特に注意すること。
- (3) 身体虚弱、耳疾、皮膚病、その他伝染性疾患のある者は使用しないこと。
- (4) 酒気をおびている者は入場しないこと。
- (5) 土足で入場しないこと。
- (6) 水泳帽子を着用すること。
- (7) 入水前にシャワーで身体及び水着をよく洗うこと。
- (8) 入水前後は準備・整理運動をすること。
- (9) 救命具をみだりに使用しないこと。
- (10) 建物及びプール内では喫煙しないこと。
- (11) 貴重品は持参しないこと。
- (12) 使用終了時には、清潔及び火気、電気、戸締り等には特に注意すること。
- (13) その他係員の指示に従い、適正に使用すること。
- (14) 上記に反した者については、退場させ又は使用の許可を取り消すことがある。